

## ○よくある不適切な事例

- ・記載例をよく確認した上で、書類を作成してください。
- ・他道府県の様式の場合、申請を受付できないことがありますのでご注意ください。

**・書類に不備があった場合、原則、申請を受付できません。申請する前に、あらかじめ書類の内容をよくご確認ください。**

### 事例1

- ・申請書の「申請者の氏名」の漢字が戸籍（住民票）と違っていた。

⇒販売従事登録証は戸籍の内容に基づいて発行します。戸籍（住民票）どおりに記載してください。  
外国籍の方は、住民票に記載のある表記でのみ登録できます。  
(ローマ字表記しかない住民票の場合、ローマ字表記以外では登録できません。)

### 事例2

- ・証書の証明日が空欄だった。

⇒証書の記載不備は、証明者（証書を発行した担当者等）に相談してください。  
証明日から申請まで期間が空いている場合等には、東京都から証明者に問い合わせることがあります。

### 事例3

- ・証書の使用者の住所・氏名が誤っていた。

⇒法人の場合、使用者の住所・氏名にあたるのは、勤務する店舗所在地・店舗名称及び店舗代表者ではなく、主たる事務所の所在地・名称及び代表者の氏名です。

### 事例4

- ・証書の店舗情報（名称・所在地・業態・許可番号）が誤っていた。

⇒申請時に勤務している店舗について、正確な情報が記載されているかよくご確認ください。  
他にも、被使用者の住所、氏名が申請書と異なっているケースも見受けられますので、ご注意ください。

### 事例5

- ・証書の代わりに雇用証明書（会社の様式）を持参した。

⇒雇用証明書では原則、申請を受付できません。  
再度、証明者（証書を発行した担当者等）に東京都の様式で作成を依頼してください。